

早期退職希望者の募集実施要項

平成 31 年 2 月 1 日

最高裁判所長官

今般、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、下記のとおり早期退職希望者の募集を行う。

記

1 募集の対象

- (1) 下級裁判所の裁判官（簡易裁判所判事を除く。）で、平成 31 年 7 月 15 日現在の年齢が 50 歳以上 65 歳未満の者（注 1）
- (2) 簡易裁判所判事で、平成 31 年 7 月 15 日現在の年齢が 55 歳以上 70 歳未満の者（注 1）

2 募集人数

6 人

3 募集の期間（約 2 か月間）

平成 31 年 2 月 15 日（金）午前 8 時 30 分から同年 4 月 15 日（月）午後 5 時まで（注 2）

4 退職すべき期間

退職すべき期間は、平成 31 年 5 月 15 日（水）から同年 7 月 15 日（月）までとする。

なお、認定（法第 8 条の 2 第 5 項に規定する認定をいう。以下同じ。）後当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め通知する。（注 3）

5 応募の手続

応募をしようとする裁判官は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令（平成 25 年総務省令第 58 号。以下「内閣官房令」

という。) 別記様式第一) に必要事項を記入の上、募集の期間内に、所属庁の長(簡易裁判所の裁判官にあってはその所在地を管轄する地方裁判所の長、高等裁判所の裁判官にあっては事務局長。以下同じ。) に持参する方法又は郵便(必着)、電子メール(メールサーバ上の受信日時をもって到達時刻を判断する。) 若しくはファクシミリ(ファクシミリ機器に内蔵された時計機能による受信日時をもつて到達時刻を判断する。) を利用して送付する方法により提出する。

6 認定の手続

- (1) 応募者(7の応募の取下げを行った者を除く。)には、平成31年4月下旬に、認定をし、又は認定をしない旨の通知書を交付する。
- (2) 応募者が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、認定をしないものとする。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第82条の規定による懲戒処分に準ずる処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合におけるものを除く。以下「懲戒処分に準ずる処分」という。)を受けた場合
 - ウ 懲戒処分に準ずる処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信赖を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) (2)のアからエまでのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超える場合は、次の方法に従い当該応募者について認定をする。
 - ア 募集人数を限度として、常時勤務に服することを要する国家公務員としての引き続いた在職期間(法第7条の2第3項に規定する公庫等職員としての在職期間を含む。以下「在職期間」という。)の長い者から順次に認定をす

る。

イ 在職期間が同じである者があるためアの方法によっても募集人数から認定をすることとなった者の数を控除した残数があるときは、募集人数を限度として、当該在職期間の同じである者のうち定年の年齢から退職すべき期間の末日（平成31年7月15日）現在の満年齢（月単位まで）を控除した年月数の少ない者から順次に認定をする。

(4) 在職期間及び(3)のイの年月数がいずれも同じである者（以下「同順位者」という。）があるため同ア及びイの方法によってもなお募集人数から認定をすることとなった者の数を控除した残数があるときは、同順位者の全員を認定し、又は認定しない結果、認定をする者の人数が募集人数を上回り、又は下回ることがある。また、予算の執行状況により、認定をする者の人数が募集人数を上回ることがある。認定をする者の数が募集人数を上回る場合は、(3)の方法に従い、認定をする。

7 応募の取下げの手続

応募者は、4のなお書きの定めにより通知する退職すべき期日が到来するまでの間、いつでも応募の取下げを行うことができる。この場合において、応募者は、早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（内閣官房令で定める別記様式第二）に必要事項を記入の上、所属庁の長に持参する方法又は郵便、電子メール若しくはファクシミリを利用して送付する方法により提出する。

8 応募等の手続に関する問合せ先

最高裁判所事務総局人事局任用課（実施係）

電話番号：[REDACTED]

(注)

1 法第8条の2第3項の規定上、本募集に応募をすることができないこととされている者は次の(1)から(4)までのとおりである（裁判官には該当しないものもある。）。

- (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員及び任期付採用職員
 - (3) 退職すべき期間の末日（平成31年7月15日）が到来するまでに定年に達する者
 - (4) 国家公務員法第82条の規定による懲戒処分（管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分で政令で定めるものを除く。）又は懲戒処分に準ずる処分を募集の開始の日（平成31年2月15日）において受けている者又は募集の期間中（平成31年2月15日から同年4月15日まで）に受けた者
なお、国家公務員退職手当法上、裁判官について、懲戒処分に準ずる処分とは、裁判官分限法（昭和22年法律第127号）第2条に規定する懲戒をいうものと解されている。
- 2 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。
- 3 認定後に生じた事情により、認定を受けた応募者が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、当該応募者の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがある。

早期退職希望者の募集実施要項

平成 31 年 4 月 19 日

最高裁判所事務総局人事局長

今般、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、下記のとおり早期退職希望者の募集を行う。

記

1 募集の対象

裁判官及び裁判官の秘書官以外の職員（以下「職員」という。）であつて、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの（注 1）

- (1) 定年が年齢 60 年である職員のうち、昭和 34 年 8 月 2 日から昭和 44 年 8 月 1 日までの間に生まれた者
- (2) 定年が年齢 63 年である職員のうち、昭和 31 年 8 月 2 日から昭和 41 年 8 月 1 日までの間に生まれた者
- (3) 定年が年齢 65 年である職員のうち、昭和 29 年 8 月 2 日から昭和 39 年 8 月 1 日までの間に生まれた者

2 募集人数

次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれに定める人数

- (1) 1 の(1)から(3)までのいずれかに該当する職員のうち、裁判所職員臨時措置法（昭和 26 年法律第 299 号）において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員及び同法別表第一イ行政職俸給表（一）の職務の級 7 級以上の職員 15 人
- (2) 1 の(1)から(3)までのいずれかに該当する職員のうち、(1)に掲げる職員以外の職員 15 人

3 募集の期間（約 3 週間）

平成 31 年 5 月 13 日（月）午前 8 時 30 分から同年 5 月 31 日（金）午後 5

時まで（注2）

4 退職すべき期間

退職すべき期間は、平成31年7月25日（木）から同月31日（水）までとする。

なお、認定（法第8条の2第5項に規定する認定をいう。以下同じ。）後当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め通知する。（注3）

5 応募の手続

応募をしようとする職員は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令（平成25年総務省令第58号。以下「内閣官房令」という。）別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、8の受付担当宛てに持参する方法又は郵便（必着）、電子メール（メールサーバ上の受信日時をもって到達時刻を判断する。）若しくはファクシミリ（ファクシミリ機器に内蔵された時計機能による受信日時をもって到達時刻を判断する。）を利用して送付する方法により提出する。

6 認定の手続

(1) 応募者（7の応募の取下げを行った者を除く。）には、平成31年6月25日（火）までに、所属庁（簡易裁判所又は検察審査会に勤務する職員にあっては、その所在地を管轄する地方裁判所。以下同じ。）を通じて、認定をし、又は認定をしない旨の通知書を交付する。

(2) 応募者が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、認定をしないものとする。

ア この募集実施要項に適合しない場合

イ 応募後に、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合におけるものを除く。以

下「懲戒処分」という。)を受けた場合

ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) (2)のアからエまでのいずれにも該当しない応募者で2の(1)又は(2)に掲げる職員に該当するものの数が同(1)又は(2)に定める各募集人数を超える場合は、同(1)又は(2)に掲げる職員の区分ごとに次の方法に従い当該応募者について認定をする。

ア 募集人数を限度として、定年の年齢から退職すべき期間の末日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）の3月31日における満年齢を控除した年数の少ない者から順次に認定をする。

イ アの年数が同じである者があるためアの方法によっても募集人数から認定をすることとなった者の数を控除した残数があるときは、募集人数を限度として、アの年数が同じである者のうち常時勤務に服することを要する国家公務員としての引き続いた在職期間（法第7条の2第3項に規定する公庫等職員としての在職期間を含む。）の長い者から順次に認定をする。

(4) (3)のアの年数及び同イの在職期間がいずれも同じである者（以下「同順位者」という。）があるため同ア及び同イの方法によってもなお2の(1)又は(2)に定める募集人数から認定をすることとなった者の数を控除した残数があるときは、同順位者の全員について認定をし、又は認定をしない結果、認定をする者の数が当該各募集人数を上回り、又は下回ることがある。また、予算の執行状況により、認定をする者の数が各募集人数を上回ることがある。認定をする者の数が各募集人数を上回る場合は、同(1)又は(2)に掲げる職員の区分ごとに(3)の方法に従い、認定をする。

7 応募の取下げの手続

応募者は、4のなお書きの定めにより通知する退職すべき期日が到来するまでの間、いつでも応募の取下げを行うことができる。この場合において、応募者は、早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（内閣官房令別記様式第二）に必要事項を記入の上、8の受付担当宛てに持参する方法又は郵便、電子メール若しくはファクシミリを利用して送付する方法により提出する。

8 受付及び問合せの担当

(1) 所属庁が最高裁判所である場合

裁判部、事務総局及び最高裁判所図書館にあっては庶務主任、司法研修所及び裁判所職員総合研修所にあっては総務課長

(2) 所属庁が下級裁判所である場合

所属庁の総務課長（人事課の置かれている庁にあっては人事課長）

9 応募等の手続に関する問合せ先

最高裁判所事務総局人事局総務課（退職給与係）

電話番号：[REDACTED]

(注)

1 法第8条の2第3項の規定により、次の(1)から(4)までに掲げる者は、本募集に応募をすることができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時の任用職員及び任期付採用職員

(3) 退職すべき期間の末日（平成31年7月31日）が到来するまでに定年に達する者

(4) 懲戒処分又は懲戒処分に準ずる処分を募集の開始の日（平成31年5月13日）において受けている者又は募集の期間中（平成31年5月13日から同年5月31日まで）に受けた者

- 2 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。
- 3 認定後に生じた事情により、認定を受けた応募者が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、当該応募者の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがある。

早期退職希望者の募集実施要項

平成 31 年 4 月 19 日

最高裁判所長官

今般、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、下記のとおり早期退職希望者の募集を行う。

記

1 募集の対象

- (1) 下級裁判所の裁判官（簡易裁判所判事を除く。）で、平成 31 年 10 月 15 日現在の年齢が 50 歳以上 65 歳未満の者（注 1）
- (2) 簡易裁判所判事で、平成 31 年 10 月 15 日現在の年齢が 55 歳以上 70 歳未満の者（注 1）

2 募集人数

6 人

3 募集の期間（約 2か月間）

平成 31 年 5 月 15 日（水）午前 8 時 30 分から同年 7 月 16 日（火）午後 5 時まで（注 2）

4 退職すべき期間

退職すべき期間は、平成 31 年 8 月 15 日（木）から同年 10 月 15 日（火）までとする。

なお、認定（法第 8 条の 2 第 5 項に規定する認定をいう。以下同じ。）後当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め通知する。（注 3）

5 応募の手続

応募をしようとする裁判官は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令（平成 25 年総務省令第 58 号。以下「内閣官房令」

という。) 別記様式第一) に必要事項を記入の上、募集の期間内に、所属庁の長(簡易裁判所の裁判官にあってはその所在地を管轄する地方裁判所の長、高等裁判所の裁判官にあっては事務局長。以下同じ。) に持参する方法又は郵便(必着)、電子メール(メールサーバ上の受信日時をもって到達時刻を判断する。) 若しくはファクシミリ(ファクシミリ機器に内蔵された時計機能による受信日時をもって到達時刻を判断する。) を利用して送付する方法により提出する。

6 認定の手続

(1) 応募者(7の応募の取下げを行った者を除く。)には、平成31年7月下旬に、認定をし、又は認定をしない旨の通知書を交付する。

(2) 応募者が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、認定をしないものとする。

ア この募集実施要項に適合しない場合

イ 応募後に、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第82条の規定による懲戒処分に準ずる処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合におけるものを除く。以下「懲戒処分に準ずる処分」という。)を受けた場合

ウ 懲戒処分に準ずる処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信赖を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) (2)のアからエまでのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超える場合は、次の方法に従い当該応募者について認定をする。

ア 募集人数を限度として、常時勤務に服することを要する国家公務員としての引き続いた在職期間(法第7条の2第3項に規定する公庫等職員としての在職期間を含む。以下「在職期間」という。)の長い者から順次に認定をす

る。

イ 在職期間が同じである者があるためアの方法によっても募集人数から認定をすることとなった者の数を控除した残数があるときは、募集人数を限度として、当該在職期間の同じである者のうち定年の年齢から退職すべき期間の末日（平成31年10月15日）現在の満年齢（月単位まで）を控除した年月数の少ない者から順次に認定をする。

(4) 在職期間及び(3)のイの年月数がいずれも同じである者（以下「同順位者」という。）があるため同ア及びイの方法によってもなお募集人数から認定をすることとなった者の数を控除した残数があるときは、同順位者の全員を認定し、又は認定しない結果、認定をする者の人数が募集人数を上回り、又は下回ることがある。また、予算の執行状況により、認定をする者の人数が募集人数を上回ることがある。認定をする者の数が募集人数を上回る場合は、(3)の方法に従い、認定をする。

7 応募の取下げの手続

応募者は、4のなお書きの定めにより通知する退職すべき期日が到来するまでの間、いつでも応募の取下げを行うことができる。この場合において、応募者は、早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（内閣官房令で定める別記様式第二）に必要事項を記入の上、所属庁の長に持参する方法又は郵便、電子メール若しくはファクシミリを利用して送付する方法により提出する。

8 応募等の手続に関する問合せ先

最高裁判所事務総局人事局任用課（実施係）

電話番号：[REDACTED]

（注）

1 法第8条の2第3項の規定上、本募集に応募をすることができないこととされるい る者は次の(1)から(4)までのとおりである（裁判官には該当しないものもある。）。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時の任用職員及び任期付採用職員
- (3) 退職すべき期間の末日（平成31年10月15日）が到来するまでに定年に達する者
- (4) 国家公務員法第82条の規定による懲戒処分（管理又は監督に係る職務を怠った場合における处分で政令で定めるものを除く。）又は懲戒処分に準ずる処分を募集の開始の日（平成31年5月15日）において受けている者又は募集の期間中（平成31年5月15日から同年7月16日まで）に受けた者

なお、国家公務員退職手当法上、裁判官について、懲戒処分に準ずる処分とは、裁判官分限法（昭和22年法律第127号）第2条に規定する懲戒をいうものと解されている。

- 2 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。
- 3 認定後に生じた事情により、認定を受けた応募者が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、当該応募者の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがある。

早期退職希望者の募集実施要項

令和元年8月1日

最高裁判所長官

今般、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号の規定により、下記のとおり早期退職希望者の募集を行う。

記

1 募集の対象

- (1) 下級裁判所の裁判官（簡易裁判所判事を除く。）で、令和2年1月15日現在の年齢が50歳以上65歳未満の者（注1）
- (2) 簡易裁判所判事で、令和2年1月15日現在の年齢が55歳以上70歳未満の者（注1）

2 募集人数

6人

3 募集の期間（約2か月間）

令和元年8月15日（木）午前8時30分から同年10月15日（火）午後5時まで（注2）

4 退職すべき期間

退職すべき期間は、令和元年11月15日（金）から令和2年1月15日（水）までとする。

なお、認定（法第8条の2第5項に規定する認定をいう。以下同じ。）後当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め通知する。（注3）

5 応募の手続

応募をしようとする裁判官は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令（平成25年総務省令第58号。以下「内閣官房令」

という。) 別記様式第一) に必要事項を記入の上、募集の期間内に、所属庁の長(簡易裁判所の裁判官にあってはその所在地を管轄する地方裁判所の長、高等裁判所の裁判官にあっては事務局長。以下同じ。) に持参する方法又は郵便(必着)、電子メール(メールサーバ上の受信日時をもって到達時刻を判断する。)若しくはファクシミリ(ファクシミリ機器に内蔵された時計機能による受信日時をもって到達時刻を判断する。)を利用して送付する方法により提出する。

6 認定の手続

- (1) 応募者(7の応募の取下げを行った者を除く。)には、令和元年10月下旬に、認定をし、又は認定をしない旨の通知書を交付する。
- (2) 応募者が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、認定をしないものとする。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第82条の規定による懲戒処分に準ずる処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合におけるものを除く。以下「懲戒処分に準ずる処分」という。)を受けた場合
 - ウ 懲戒処分に準ずる処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信赖を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) (2)のアからエまでのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超える場合は、次の方法に従い当該応募者について認定をする。
 - ア 募集人数を限度として、常時勤務に服することを要する国家公務員としての引き続いた在職期間(法第7条の2第3項に規定する公庫等職員としての在職期間を含む。以下「在職期間」という。)の長い者から順次に認定をす

る。

イ 在職期間が同じである者があるためアの方法によっても募集人数から認定をすることとなった者の数を控除した残数があるときは、募集人数を限度として、当該在職期間の同じである者のうち定年の年齢から退職すべき期間の末日（令和2年1月15日）現在の満年齢（月単位まで）を控除した年月数の少ない者から順次に認定をする。

(4) 在職期間及び(3)のイの年月数がいずれも同じである者（以下「同順位者」という。）があるため同ア及びイの方法によってもなお募集人数から認定をすることとなった者の数を控除した残数があるときは、同順位者の全員を認定し、又は認定しない結果、認定をする者の人数が募集人数を上回り、又は下回ることがある。また、予算の執行状況により、認定をする者の人数が募集人数を上回ることがある。認定をする者の数が募集人数を上回る場合は、(3)の方法に従い、認定をする。

7 応募の取下げの手続

応募者は、4のなお書きの定めにより通知する退職すべき期日が到来するまでの間、いつでも応募の取下げを行うことができる。この場合において、応募者は、早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（内閣官房令で定める別記様式第二）に必要事項を記入の上、所属庁の長に持参する方法又は郵便、電子メール若しくはファクシミリを利用して送付する方法により提出する。

8 応募等の手続に関する問合せ先

最高裁判所事務総局人事局任用課（実施係）

電話番号：[REDACTED]

（注）

1 法第8条の2第3項の規定上、本募集に応募をすることができないこととされている者は次の(1)から(4)までのとおりである（裁判官には該当しないものもある。）。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員及び任期付採用職員
- (3) 退職すべき期間の末日（令和2年1月15日）が到来するまでに定年に達する者
- (4) 国家公務員法第82条の規定による懲戒処分（管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分で政令で定めるものを除く。）又は懲戒処分に準ずる処分を募集の開始の日（令和元年8月15日）において受けている者又は募集の期間中（令和元年8月15日から同年10月15日まで）に受けた者

なお、国家公務員退職手当法上、裁判官について、懲戒処分に準ずる処分とは、裁判官分限法（昭和22年法律第127号）第2条に規定する懲戒をいうものと解されている。

- 2 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。
- 3 認定後に生じた事情により、認定を受けた応募者が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、当該応募者の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがある。

早期退職希望者の募集実施要項

令和元年 10月 11日

最高裁判所事務総局人事局長

今般、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、下記のとおり早期退職希望者の募集を行う。

記

1 募集の対象

裁判官及び裁判官の秘書官以外の職員（以下「職員」という。）であつて、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの（注 1）

- (1) 定年が年齢 60 年である職員のうち、昭和 35 年 4 月 2 日から昭和 45 年 4 月 1 日までの間に生まれた者
- (2) 定年が年齢 63 年である職員のうち、昭和 32 年 4 月 2 日から昭和 42 年 4 月 1 日までの間に生まれた者
- (3) 定年が年齢 65 年である職員のうち、昭和 30 年 4 月 2 日から昭和 40 年 4 月 1 日までの間に生まれた者

2 募集人数

次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれに定める人数

- (1) 1 の(1)から(3)までのいずれかに該当する職員のうち、裁判所職員臨時措置法（昭和 26 年法律第 299 号）において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員及び同法別表第一イ行政職俸給表（一）の職務の級 7 級以上の職員 10 人
- (2) 1 の(1)から(3)までのいずれかに該当する職員のうち、(1)に掲げる職員以外の職員 60 人

3 募集の期間（約 3 週間）

令和元年 11 月 1 日（金）午前 8 時 30 分から同年 11 月 21 日（木）午後 5

時まで（注2）

4 退職すべき期間

退職すべき期間は、令和2年3月25日（水）から同月31日（火）までとする。

なお、認定（法第8条の2第5項に規定する認定をいう。以下同じ。）後当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め通知する。（注3）

5 応募の手続

応募をしようとする職員は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令（平成25年総務省令第58号。以下「内閣官房令」という。）別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、8の受付担当宛てに持参する方法又は郵便（必着）、電子メール（メールサーバ上の受信日時をもって到達時刻を判断する。）若しくはファクシミリ（ファクシミリ機器に内蔵された時計機能による受信日時をもって到達時刻を判断する。）を利用して送付する方法により提出する。

6 認定の手続

(1) 応募者（7の応募の取下げを行った者を除く。）には、令和元年12月25日（水）までに、所属庁（簡易裁判所又は検察審査会に勤務する職員にあっては、その所在地を管轄する地方裁判所。以下同じ。）を通じて、認定をし、又は認定をしない旨の通知書を交付する。

(2) 応募者が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、認定をしないものとする。

ア この募集実施要項に適合しない場合

イ 応募後に、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合におけるものを除く。以

下「懲戒処分」という。)を受けた場合

ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) (2)のアからエまでのいずれにも該当しない応募者で2の(1)又は(2)に掲げる職員に該当するものの数が同(1)又は(2)に定める各募集人数を超える場合は、同(1)又は(2)に掲げる職員の区分ごとに次の方法に従い当該応募者について認定をする。

ア 募集人数を限度として、定年の年齢から退職すべき期間の末日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）の3月31日における満年齢を控除した年数の少ない者から順次に認定をする。

イ アの年数が同じである者があるためアの方法によっても募集人数から認定をすることとなった者の数を控除した残数があるときは、募集人数を限度として、アの年数が同じである者のうち常時勤務に服することを要する国家公務員としての引き続いた在職期間（法第7条の2第3項に規定する公庫等職員としての在職期間を含む。）の長い者から順次に認定をする。

(4) (3)のアの年数及び同イの在職期間がいずれも同じである者（以下「同順位者」という。）があるため同ア及び同イの方法によってもなお2の(1)又は(2)に定める募集人数から認定をすることとなった者の数を控除した残数があるときは、同順位者の全員について認定をし、又は認定をしない結果、認定をする者の数が当該各募集人数を上回り、又は下回ることがある。また、予算の執行状況により、認定をする者の数が各募集人数を上回ることがある。認定をする者の数が各募集人数を上回る場合は、同(1)又は(2)に掲げる職員の区分ごとに(3)の方法に従い、認定をする。

7 応募の取下げの手続

応募者は、4のなお書きの定めにより通知する退職すべき期日が到来するまでの間、いつでも応募の取下げを行うことができる。この場合において、応募者は、早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（内閣官房令別記様式第二）に必要事項を記入の上、8の受付担当宛てに持参する方法又は郵便、電子メール若しくはファクシミリを利用して送付する方法により提出する。

8 受付及び問合せの担当

(1) 所属庁が最高裁判所である場合

裁判部、事務総局及び最高裁判所図書館にあっては庶務主任、司法研修所及び裁判所職員総合研修所にあっては総務課長

(2) 所属庁が下級裁判所である場合

所属庁の総務課長（人事課の置かれている庁にあっては人事課長）

9 応募等の手続に関する問合せ先

最高裁判所事務総局人事局総務課（退職給与係）

電話番号：[REDACTED]

(注)

1 法第8条の2第3項の規定により、次の(1)から(4)までに掲げる者は、本募集に応募をすることができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時の任用職員及び任期付採用職員

(3) 退職すべき期間の末日（令和2年3月31日）が到来するまでに定年に達する者

(4) 懲戒処分又は懲戒処分に準ずる処分を募集の開始の日（令和元年11月1日）において受けている者又は募集の期間中（令和元年11月1日から同年11月21日まで）に受けた者

2 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

3 認定後に生じた事情により、認定を受けた応募者が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、当該応募者の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがある。

早期退職希望者の募集実施要項

令和元年 11月 1日

最高裁判所長官

今般、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号の規定により、下記のとおり早期退職希望者の募集を行う。

記

1 募集の対象

- (1) 下級裁判所の裁判官（簡易裁判所判事を除く。）で、令和2年4月15日現在の年齢が50歳以上65歳未満の者（注1）
- (2) 簡易裁判所判事で、令和2年4月15日現在の年齢が55歳以上70歳未満の者（注1）

2 募集人数

12人

3 募集の期間（約2か月間）

令和元年11月15日（金）午前8時30分から令和2年1月15日（水）午後5時まで（注2）

4 退職すべき期間

退職すべき期間は、令和2年2月15日（土）から同年4月15日（水）までとする。

なお、認定（法第8条の2第5項に規定する認定をいう。以下同じ。）後当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め通知する。（注3）

5 応募の手続

応募をしようとする裁判官は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令（平成25年総務省令第58号。以下「内閣官房令」

という。) 別記様式第一) に必要事項を記入の上、募集の期間内に、所属庁の長(簡易裁判所の裁判官にあってはその所在地を管轄する地方裁判所の長、高等裁判所の裁判官にあっては事務局長。以下同じ。) に持参する方法又は郵便(必着)、電子メール(メールサーバ上の受信日時をもって到達時刻を判断する。) 若しくはファクシミリ(ファクシミリ機器に内蔵された時計機能による受信日時をもって到達時刻を判断する。) を利用して送付する方法により提出する。

6 認定の手続

- (1) 応募者(7の応募の取下げを行った者を除く。)には、令和2年1月下旬に、認定をし、又は認定をしない旨の通知書を交付する。
- (2) 応募者が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、認定をしないものとする。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第82条の規定による懲戒処分に準ずる処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合におけるものを除く。以下「懲戒処分に準ずる処分」という。)を受けた場合
 - ウ 懲戒処分に準ずる処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信赖を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) (2)のアからエまでのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超える場合は、次の方法に従い当該応募者について認定をする。
 - ア 募集人数を限度として、常時勤務に服することを要する国家公務員としての引き続いた在職期間(法第7条の2第3項に規定する公庫等職員としての在職期間を含む。以下「在職期間」という。)の長い者から順次に認定をす

る。

イ 在職期間が同じである者があるためアの方法によっても募集人数から認定をすることとなった者の数を控除した残数があるときは、募集人数を限度として、当該在職期間の同じである者のうち定年の年齢から退職すべき期間の末日（令和2年4月15日）現在の満年齢（月単位まで）を控除した年月数の少ない者から順次に認定をする。

(4) 在職期間及び(3)のイの年月数がいずれも同じである者（以下「同順位者」という。）があるため同ア及びイの方法によってもなお募集人数から認定をすることとなった者の数を控除した残数があるときは、同順位者の全員を認定し、又は認定しない結果、認定をする者の人数が募集人数を上回り、又は下回ることがある。また、予算の執行状況により、認定をする者の人数が募集人数を上回ることがある。認定をする者の数が募集人数を上回る場合は、(3)の方法に従い、認定をする。

7 応募の取下げの手続

応募者は、4のなお書きの定めにより通知する退職すべき期日が到来するまでの間、いつでも応募の取下げを行うことができる。この場合において、応募者は、早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（内閣官房令で定める別記様式第二）に必要事項を記入の上、所属庁の長に持参する方法又は郵便、電子メール若しくはファクシミリを利用して送付する方法により提出する。

8 応募等の手続に関する問合せ先

最高裁判所事務総局人事局任用課（実施係）

電話番号：[REDACTED]

（注）

1 法第8条の2第3項の規定上、本募集に応募をすることができないこととされている者は次の(1)から(4)までのとおりである（裁判官には該当しないものもある。）。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員及び任期付採用職員
- (3) 退職すべき期間の末日（令和2年4月15日）が到来するまでに定年に達する者
- (4) 国家公務員法第82条の規定による懲戒処分（管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分で政令で定めるものを除く。）又は懲戒処分に準ずる処分を募集の開始の日（令和元年11月15日）において受けている者又は募集の期間中（令和元年11月15日から令和2年1月15日まで）に受けた者

なお、国家公務員退職手当法上、裁判官について、懲戒処分に準ずる処分とは、裁判官分限法（昭和22年法律第127号）第2条に規定する懲戒をいうものと解されている。

- 2 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。
- 3 認定後に生じた事情により、認定を受けた応募者が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、当該応募者の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがある。